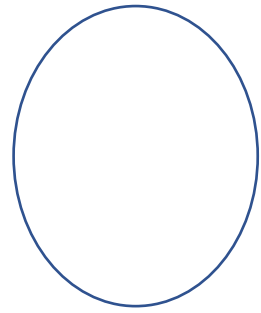


は じ め に

あいさつ文

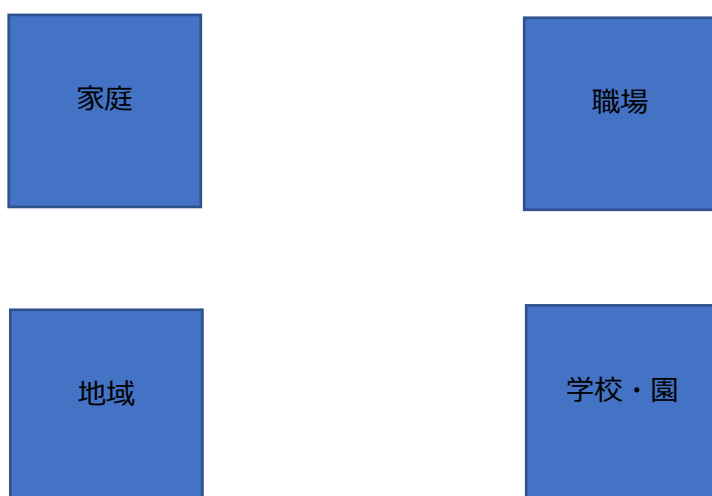


令和3（2021）年3月

岸和田市長 永 野 耕 平

10年後の岸和田市 ～本市における男女共同参画社会像～

本市では、10年後、互いの人権と個性が尊重され、家庭や地域などあらゆる場面で、すべての人が豊かな生活を営んでいます。



【「岸和田市男女共同参画推進計画～第3期きしわだ女性プラン～」のイメージ図を記載予定】

男女共同参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」

男女共同参画推進法 （第2条）

目次

第 1 章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の経緯	
2 計画の基本的な考え方	
(1) 基本理念	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画の期間	
3. 計画策定の背景	
(1) 施策の動向	
(2) 市を取り巻く最近の社会情勢について	
(3) 第 3 期計画の取組の成果と課題	
第 2 章 施策の内容	
1 体系図	
2 進行管理	
3 基本課題と施策の展開	
第 3 章 計画の推進	
1 推進体制	
(1) 庁内推進体制の強化	
(2) 男女共同参画センターの充実	
(3) 市民、事業者及び教育関係者との協働	
2. 成果指標一覧	35

資料

第 3 期計画の取り組みの成果と課題 外

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

本市においては、平成4（1992）年に「きしわだ女性プラン」、平成13（2001）年に「第2期きしわだ女性プラン」、平成23（2011）年に「岸和田市男女共同参画推進計画～第3期きしわだ女性プラン～」を策定し、男女共同参画社会の実現のために、さまざまな施策を推進してきました。

この間、男女共同参画社会の形成は、法律や制度の面で多様な整備が進みました。また性別においては女性、男性のみならずさまざまな性のあり方が社会に認識されるようになっていきます。このように、社会情勢の変化により、男女共同参画にかかわる新たな課題への取組とともに、これまでの課題の解決にも継続して取り組む必要があります。

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣習は今もなお根強く残っています。本市に暮らす一人ひとりの市民が、充実した生活を送れるように、今後も男女共同参画の推進に取り組む必要があります。地域で培われてきた伝統や文化に配慮しつつも、本市における「男女共同参画社会の実現」をめざしていくことが求められます。

本計画は、令和3（2021）年度からの10年間を目標として、本市が取り組む施策の基本方向を示したものであり、市、市民、事業者、教育関係者等の協働のもとに総合的・効果的・計画的に推進するために策定したものです。

ただし、今日における変化の早い社会情勢を鑑み、5年をめぐりに計画の進捗状況を検証し、新たな課題への対応も含め、見直しを図るものとします。

2 計画の基本的な考え方

（1）基本理念

仮

誰もが暮らしやすい社会にしていけるために
男女共同参画を実現するまち きしわだ

市民一人ひとりが、性別にかかわらず互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮して、多様な生き方が選択できるまちをめざします。

岸和田市男女共同参画推進条例第 3 条（基本理念）の 6 つを基本的な視点とします。

（１）男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることが、その他の男女の人権が尊重されること。

（２）性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度及び慣行は、男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことのないよう見直されること。

（３）市における施策又は事業所若しくは各種の団体における方針の立案及び決定に、男女が対等に参画する機会が確保されること。

（４）家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、ともに家事、育児、介護等の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に対等に参画できること。

（５）男女が、対等な関係の下に互いの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、健康に配慮するとともに、生涯にわたる性と生殖に関して自らが決定する権利が尊重されること。

（６）男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と協調して行うこと。

（２）計画の位置づけ

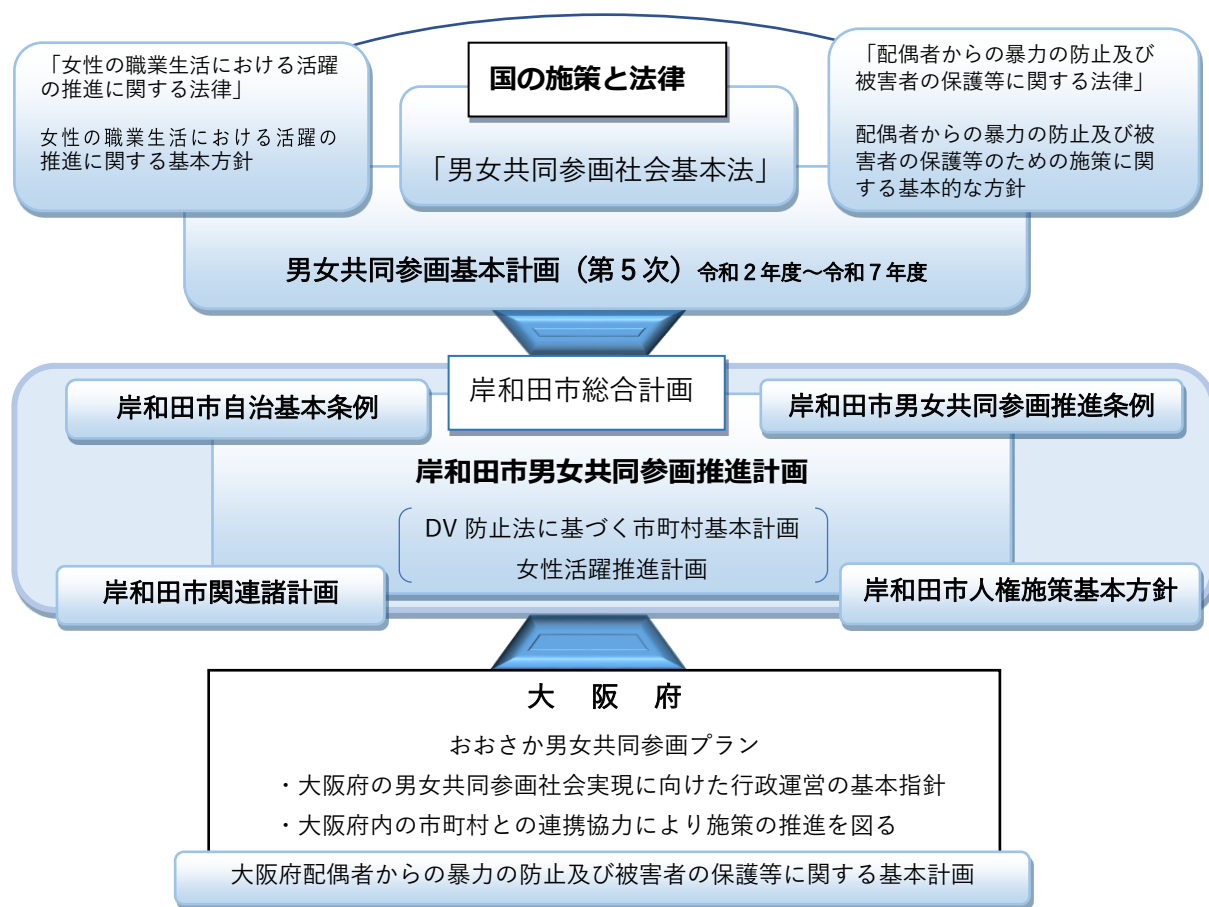
本計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」や大阪府の「大阪府男女共同参画計画（2021～2025）」を踏まえ、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する計画です。

本市では、性別に関わりなく自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現に向け、その基本理念や市・市民・事業者・教育関係者の責務を明確にした岸和田市男女共同参画推進条例に基づき、「岸和田市男女共同参画推進計画～第 3 期きしわだ女性プラン～」を策定し、取り組んできました。

本計画は、第 3 期の計画を継承・発展させるものとなります。

男女共同参画の推進に関する施策を進め、かつその方策の決定と実施においては「岸和田市自治基本条例」で定められる内容に基づき、市と市民の協働を含め総合的かつ計画的に推進するものです。また、第 4 次岸和田市総合計画「岸和田市まちづくりビジョン」（平成 23（2011）年度～）を上位計画とし、他の関連計画とも整合性を図るものとします。

なお本計画のうち、施策体系の基本課題Ⅱ「男女がともにたらしきやすいまちづくり」は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」における市町村推進計画、また基本課題Ⅳ「男女がともに安心して暮らせるまちづくり」の基本施策 1「DV 防止対策と被害者支援の仕組みづくり」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」に基づく市町村基本計画と位置づけます。



図は修正予定

（3）計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とします。

ただし、5年を区切りとして計画の進捗状況を検証し、新たな課題への対応も含め、見直しを図ります。

3. 計画策定の背景

平成7（1995）年の第4回世界女性会議において、国際的な男女共同参画の規範となる「北京宣言」が採択され、「行動綱領」とともに各国で男女格差解消に向けて取組が行われることとなりました。

「北京宣言」から 25 年後の令和 2（2020）年、国連本部で開催された「女性の地位委員会（CSW）」の年次会合は「25 年たっても男女平等を完全に達成した国はない」と指摘し、男女格差解消に向け「具体的な行動をとることを誓う」とする宣言が採択されました。

令和元（2019）年男女格差を測る＊ジェンダーギャップ指数は、わが国は 153 か国中 121 位となっています。順位が低いのは、女性管理職の少なさ、男女間の賃金格差、女性議員の少なさが主な理由です。

国際的にも、男女共同参画社会の実現は道半ばであるとともに、男女の不平等や格差が人権の問題であることの認識をもち、問題の解消に向けて取り組むことが必要とされています。

また、平成 27（2015）年には国連で「持続可能な開発目標」（SDG s）が採択され、各国が「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて歩みを進めています。SDG s の 17 の基本目標の 5 つ目には「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、性別を理由とする差別や不平等、女性や女兒に対する暴力等に終止符を打ち、すべての女性と女兒のエンパワーメントを図ることが求められています。

（１）施策の動向

①国の動向

わが国においては、前述の「北京宣言」を受け、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、「男女共同参画社会の形成」を促進するための計画が策定されました。現在「男女共同参画基本計画」が令和 2 年度に第 5 次計画を迎え、一層の男女共同参画社会の実現に向けた施策が図られています。

第 5 次計画においては、めざすべき社会として次の 4 点が示されました。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

職業分野では働く場面で活躍したいという希望を持つ女性が、その能力と個性を十分に発揮できる社会の実現に向け、平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立施行されました。平成 30（2018）年には男女ともにワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）が図れるよう、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が公布され、

時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得、正社員と非正規社員の間の不合理な待遇差の禁止等を図る関連法（働き方改革関連法）が順次施行されています。

令和元（2019）年には上述の「女性活躍推進法」の改正が成立し、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大や各種のハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずることなどを受け、「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法」の関連法令の改正がおこなわれました。

また同年、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することをめざしています。

性犯罪や暴力に関する分野では平成 29（2017）年に刑法改正により、性犯罪の厳罰化が示されました。令和元（2019）年には児童虐待防止対策の強化に関する法律の改正を受け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」が改正され、被害者の保護対策の強化が図られました。

②大阪府の動向

大阪府においては、昭和 56（1981）年に策定した第 1 期行動計画「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」から 2 度の改訂を経て、平成 13（2001）年に、「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」が策定され、平成 14（2002）年には、「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。「おおさか男女共同参画プラン」は、平成 18（2006）年の一部改訂を経て、今後の新たな計画の策定を進めています。

令和元（2019）年には、府民一人ひとりが性の多様性に関する理解を深め、性的マイノリティの人々に対する差別をなくし、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現をめざした「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行されました。

令和 2（2020）年、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」が開始され、性的マイノリティ当事者のカップルが、社会において自分らしく生きることを支援する取組が進められています。

令和 3（2021）年には「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」が策定され、計画の基本理念として「男女の人権の尊重」、「固定的な性別役割分担等を反映した制度・慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないよう配慮」、「政策・方針の立案・決定への男女の共同参画」、「家庭の重要性を認識した上での家庭生活と他の活動の両立」、「国際社会における取組への考慮」が掲げられています。

③岸和田市の動向

本市では、平成 4（1992）年以降、平成 13（2001）年、平成 23（2011）年の 3 期にかけて男女共同参画社会の実現のために、さまざまな施策を推進してきました。

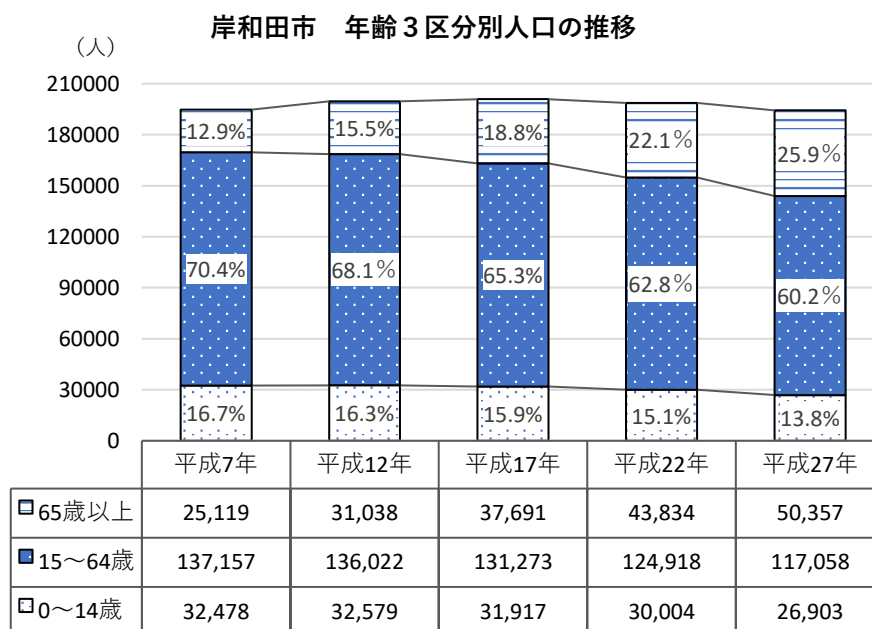
本市には依然として残る固定的な性別役割分担意識、行政や事業者等における意思決定の場に女性の参画が十分に進んでいないことや、男性の家事・育児参加、就労の場における男女共同参画、地域活動における男女の偏りなどへの継続した取組が必要です。子育てだけではなく介護と仕事の両立、DV の問題においては被害者の存在が表面化しにくいことで、一層の予防や啓発が求められるなど、本市がめざす男女共同参画社会の実現には多くの課題を解決していかなければなりません。

継続した課題解決への取組と同時に、性の多様性などの新たな課題の解決に向けて、誰もが暮らしやすい社会にしていくため、本市ですでに以前から取り組まれているさまざまな市民の活動を大きな力に、市・市民・事業者・教育関係者で協働していきます。

（２）市を取り巻く最近の社会情勢について

①人口

市の年齢 3 区分別人口をみると、平成 7 年から平成 27 年にかけて 0～14 歳の割合は 3 % 弱の減少となっており、65 歳以上では割合が 2 倍以上に増加しています。



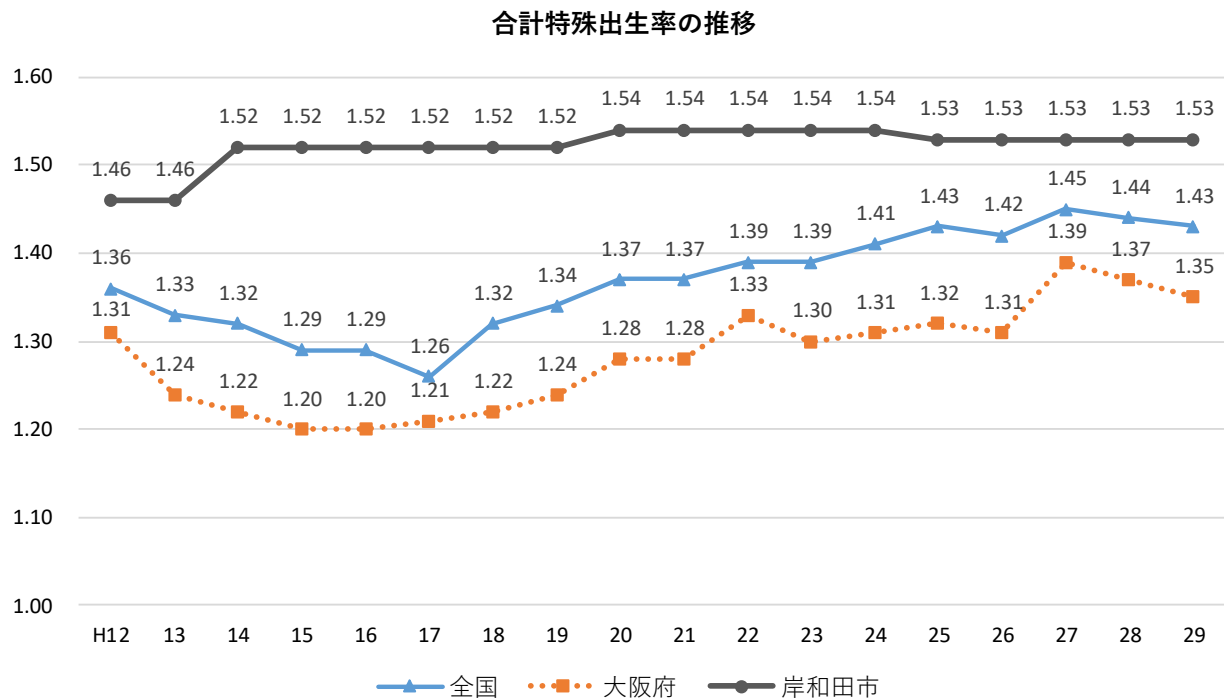
資料：国勢調査

岸和田市 性別年齢5歳階級別人口

区分		令和元年 10 月 1 日 (人)			構成比	
年齢 5 歳階級	年齢	男	女	計	男	女
	0～4	3,767	3,566	7,333	51.4%	48.6%
	5～9	4,303	4,100	8,403	51.2%	48.8%
	10～14	4,643	4,511	9,154	50.7%	49.3%
	15～19	5,345	5,003	10,348	51.7%	48.3%
	20～24	5,693	5,189	10,882	52.3%	47.7%
	25～29	4,985	4,947	9,932	50.2%	49.8%
	30～34	4,877	4,745	9,622	50.7%	49.3%
	35～39	5,148	5,141	10,289	50.0%	50.0%
	40～44	6,057	6,431	12,488	48.5%	51.5%
	45～49	7,669	8,007	15,676	48.9%	51.1%
	50～54	6,918	7,200	14,118	49.0%	51.0%
	55～59	5,882	6,168	12,050	48.8%	51.2%
	60～64	5,218	5,510	10,728	48.6%	51.4%
	65～69	5,992	6,627	12,619	47.5%	52.5%
	70～74	6,142	7,129	13,271	46.3%	53.7%
	75～79	5,068	6,546	11,614	43.6%	56.4%
	80～84	3,305	4,856	8,161	40.5%	59.5%
	85～89	1,659	3,241	4,900	33.9%	66.1%
	90～94	512	1,588	2,100	24.4%	75.6%
	95～99	84	477	561	15.0%	85.0%
	100～	6	61	67	9.0%	91.0%
	合計	93,273	101,043	194,316	48.0%	52.0%
年齢3区分	0～14 歳	12,713	12,177	24,890	51.1%	48.9%
	15～64 歳	57,792	58,341	116,133	49.8%	50.2%
	65 歳以上	22,768	30,525	53,293	42.7%	57.3%

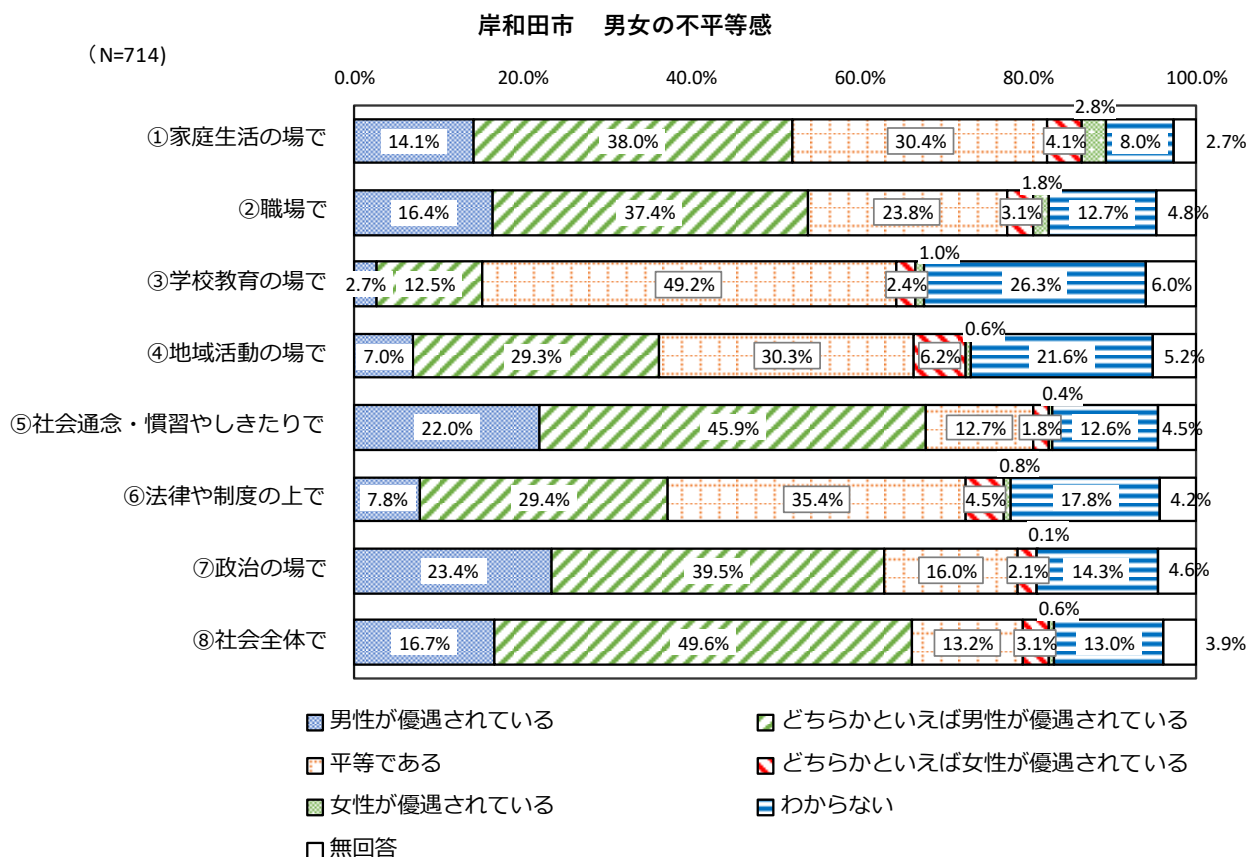
資料：岸和田市

市の合計特殊出生率は近年 1.53 を示しており、超少子化の境目とされる 1.5 未満を上回っています。



資料：厚生労働省 人口動態統計

②価値観やライフスタイルの変化



資料：令和元年男女共同参画に関する市民意識調査

以下はタイトルのみ記載（図表を作成中）

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について 国、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」
- 国 夫婦の生活時間 総務省「社会生活基本調査」
- 国 育児休業取得率の推移 厚生労働省 雇用均等基本調査
- 岸和田市 女性の仕事と家庭について－理想と現実の比較（性別）市民意識調査
- 岸和田市 夫と妻の役割について－理想と現実の比較（性別）市民意識調査

③政策・方針決定の場への女性の参画

- 岸和田市 役職者における女性職員の比率の推移 岸和田市
- 岸和田市 専門職における男女別職員数 岸和田市
- 岸和田市 審議会等における女性委員参画率の推移 岸和田市
- 岸和田市 小中学校における教職員比率の推移

- 岸和田市 小中学校における女性の管理職等比率の推移 岸和田市教育委員会

④経済・雇用情勢の変化

- 国・府・市 女性の労働力率等 国勢調査
- 国 完全失業率の推移 総務省統計局「労働力調査」
- 国 雇用形態別にみた役員を除く雇用者（非農林業）の構成割合の推移
- 国 一般労働者の男女間所定内給与格差の推移 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

⑤女性に対する暴力の顕在化

- 岸和田市 配偶者等からの被害経験 市民意識調査
- 国・府・市 DV相談件数等の推移 岸和田市、大阪府、内閣府、警察庁

（３）第３期計画の取組の成果と課題

検証結果が入ります（３～４ ページ）

第 2 章

施策の内容

1 体系図

基本課題		基本施策		施策の方向		頁
I	男女共同参画意識が定着したまちづくり	1	男女共同参画社会への理解の促進	①	市民団体等への活動支援と協働	
				②	男性の家庭生活への参画促進	
				③	男女共同参画の意識づくりのための情報の収集・提供	
				④	性別による固定的役割分担意識の払拭に向けた啓発	
		2	男女共同参画を推進する体制の充実	①	男女共同参画推進体制の強化	
				②	市職員の男女共同参画意識の改革	
				③	男女共同参画センターの機能充実	
				④	男女共同参画推進計画の進行管理	
		3	教育の場における男女共同参画の推進	①	男女共生に関する学校教育の充実	
				②	学校園における男女共同参画の意識づくり	
II	男女がともに働きやすいまちづくり 【女性活躍推進計画】	1	労働の分野における男女共同参画の促進	①	多様な働き方への支援	
				②	女性の再就職支援、起業をめざす女性への支援	
				③	女性活躍に関する取組支援	
		2	ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の推進	①	ワーク・ライフ・バランスの理解促進、取組支援	
				②	働き方改革の推進	
				③	地域活動やボランティア等への参画促進	

基本課題		基本施策		施策の方向		頁
Ⅲ	活躍するまちづくり 男女がともに	1	政策や意思決定の場への女性の参画促進	①	附属機関等への女性の参画促進	
				②	女性管理職員の積極的な登用	
				③	地域活動における女性活躍促進	
				④	女性リーダーの育成、人材の発掘	
				⑤	エンパワーメントの推進	
Ⅳ	暮らしを安心して暮らせるまちづくり 男女がともに安心して暮らせるまちづくり	1	DV防止対策と被害者支援の仕組みづくり【DV対策基本計画】	①	DV防止に向けた啓発の推進	
				②	DV被害者への相談支援体制の充実	
		2	生涯にわたる健康支援	①	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進	
				②	ライフステージに応じた心身の健康管理の促進	
		3	一人ひとりが自分らしく暮らせるための仕組みづくり	①	多様な性のあり方への理解促進	
				②	子育て支援	
				③	高齢者や障害者への支援	
				④	ハラスメントの防止	
				⑤	多様化する新たな課題への支援	
		4	防災の分野における男女共同参画の促進	①	男女共同参画の視点による地域防災	

2 進行管理

（１）成果指標（アウトカム）の設定

4つの基本課題について、それらの達成状況を測る成果指標を設定し、計画全期間において取り組むこととします。また中間年（令和7年）において達成状況を検証し、その実績と課題を後期に反映することとします。

（２）活動指標（アウトプット）の設定

本計画を実施するにあたって、毎年、年度当初に各課で実施する取組の活動指標（1年間の目標値）を設定し、毎年の進捗状況を把握できるようにします。年度末に1年間の取組を数値化して活動指標を達成できたかどうか評価します。事業の性質によっては、数値化が困難なものがありますが、それぞれの事業に応じて進捗状況を公表し、成果指標達成に向けての施策の継続・見直しを図れるようにします。

（３）その他

- 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、毎年度、活動指標により推進状況のチェック・評価を行います。

- 男女共同参画推進審議会による進行管理

男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議し、施策等について市長に意見を述べるために設置している男女共同参画推進審議会で審議します。

3 基本課題と施策の展開

基本課題Ⅰ 男女共同参画意識が定着したまちづくり

「男女共同参画社会」とは、誰もが性別にかかわらず、互いの人権を尊重し合い、個性と能力を発揮して、多様な生き方を選択できる社会です。

しかし、今なお「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識や「男らしさ」「女らしさ」といった固定観念により、家庭や地域、働く場においてさまざまな男女間の不平等が残っています。

こうした状況を改善するために、子どものころから、男女共同参画の意識を育むことが大切です。家庭や学校、職場や地域で男女共同参画意識の向上に取り組めます。

～市民のみなさんに取り組んでもらいたいこと～

「男だから稼がなきゃ」「女だから料理は完璧でなくちゃ」と思っていませんか？

わたしたちは男や女である前に、同じ一人の人間です。まず、女性、男性という枠組みで見るのではなく、同じ人間だという視点を持ってみませんか。そうすれば、お互いを尊重できるのではないのでしょうか。

【内容を調整し、イラストを挿入予定】

基本施策 1

男女共同参画社会への理解の促進

男女共同参画社会は、男女が性別にかかわらず、互いの人権を尊重し、多様な価値観を認め合うことができる社会です。男女共同参画の意識づくりの機会を増やせるよう、市民団体等とともに、多様な広報活動や情報発信を行います。

(岸和田市男女共同参画推進条例 第1条・15条)

施策の方向	内容	担当課
① 市民団体等への 活動支援と協働	●男女共同参画を進める事業を市民団体等と協働して実施する。 【①②③】 ●男女共同参画社会の実現をめざす市民団体の活動への支援 【②】 ●町会への男女共同参画に関する啓発【①】 ●各種団体での男女共同参画に関する啓発【①②③】	①自治振興課 ②人権・男女共同参画課 ③関係各課

	●各種団体が実施する男女共同参画に関する啓発事業への協力【①②③】	
② 男性の家庭生活への参画促進	●男性グループの活動支援【②⑥】 ●男性の家事・育児・介護のための講座の実施【②③④⑥⑦】 ●男性の育児休業取得促進【①②】 ●出産補助休暇の取得促進【①②】 ●事業所への啓発【②⑤】	①人事課 ②人権・男女共同参画課 ③健康推進課 ④介護保険課 ⑤産業政策課 ⑥生涯学習課 ⑦図書館
③ 男女共同参画の意識づくりのための情報の収集・提供	●男女共同参画に関する図書・DVDの充実と有効活用【②⑥】 ●男女共同参画週間・国際女性デー等に合わせた関連書籍の特設展示【②⑥】 ●男女共同参画関係講座における図書の紹介【②】 ●男女共同参画に関する国の動向・新たな制度等についての情報発信【②】 ●固定的な役割分担意識にとらわれない表現に関するガイドラインの作成【①②】 ●男女共同参画に関する市民意識調査の実施【②】 ●小・中・高校生への男女共同参画に関する意識調査の実施【②③⑤】	①広報広聴課 ②人権・男女共同参画課 ③産業高校学務課 ④学校教育課 ⑤人権教育課 ⑥図書館 ⑦全課
④ 性別による固定的役割分担意識の払拭に向けた啓発	●男女共同参画センターにおける講座の充実【①】 ●男女共同参画の意識づくりのための講座の実施【①⑥】 ●地域における男女共同参画講座の実施【①】 ●家庭教育学級・女性学級・高齢者大学での男女共同参画講座の実施促進【①⑥】 ●プレ親・子育て期・就労中・退職前・高齢期等ライフステージに応じた啓発【①②③⑤⑥】 ●指定管理者の男女共同参画意識向上のための取組【①⑦】 ●窓口委託業者の男女共同参画意識向上のための取組【⑧】 ●事業所への男女共同参画の意識づくり【①④】 ●各種団体等の名称・性別役割分担意識を助長する表現の見直し【⑧】	①人権・男女共同参画課 ②健康推進課 ③介護保険課 ④産業政策課 ⑤人権教育課 ⑥生涯学習課 ⑦施設所管課 ⑧関係各課

庁内における推進体制を強化し、あらゆる年代層に効果的な方法で、男女共同参画意識の向上を行います。さらに、男女共同参画推進計画の進行管理を適切に行い、効果を検証します。

(岸和田市男女共同参画推進条例 第4条)

施策の方向	内容	担当課
① 男女共同参画推進体制の強化	●市・市民・事業者・市民団体・教育関係者による推進体制の確立【①②】 ●目標値の設定【①】 ●庁内検討体制の確立【①②】 ●男女共同参画推進本部の機能強化【①】	①人権・男女共同参画課 ②関係各課
② 市職員の男女共同参画意識の改革	●市職員の男女共同参画への理解と意識の向上【①②③】 ●各課男女共同参画実務担当者の役割強化【②③】 ●男女共同参画研修の充実【①②】 ●男女共同参画研修への参加促進【②】	①人事課 ②人権・男女共同参画課 ③全課
③ 男女共同参画センターの機能充実	●男女共同参画推進のための講座の充実【①】 ●男女共同参画推進のための情報発信の強化【①】 ●相談体制の強化【①】 ●登録グループの育成・支援【①】	①人権・男女共同参画課
④ 男女共同参画推進計画の進行管理	●進捗・効果の検証方法を含めた実施計画の立案【②】 ●達成度が把握できる実施計画の立案【②】 ●男女共同参画推進本部の機能強化【①】 ●庁内検討体制による進行管理【①】 ●市・市民・事業者・市民団体・教育関係者による推進状況の検証【①】	①人権・男女共同参画課 ②全課

男女共同参画社会の実現において、子どもたちへの教育は重要です。子どもたちが何に興味を持ち、将来どんな分野で活躍したいかを考えるとき、男だからこの分野を選べない、女だからこの仕事は向かないとあきらめてしまうことがないように、子どもたちはもちろんのこと、教育関係者や保護者が男女共同参画意識を持っていることが大切です。教育現場でも家庭生活でも男女共同参画の視点のある、教育が行われることが必要です。

そのため、教職員の研修を充実し、保護者を対象にした学習機会を提供します。また、小中学校における管理職へのさらなる女性の登用を推進します。

【 内容を調整し、イラストを挿入予定 】

(岸和田市男女共同参画推進条例 第7条・13条)

施策の方向	内容	担当課
① 男女共生に関する学校教育の充実	●小・中・高校での男女共生教育の充実【①②】 ●性別にとらわれない進路指導・キャリア教育【①②】	①学校教育課 ②人権教育課
② 学校園における男女共同参画の意識づくり	●管理職における女性比率向上【①④】 ●児童・生徒の男女共同参画意識づくり【①】 ●教職員・保育士・チビッコ支援員への男女共同参画研修の実施【①②③④⑤】	①人権・男女共同参画課 ②子育て支援課 ③子育て施設課 ④教育総務部総務課 ⑤人権教育課

基本課題Ⅱ

男女がともに働きやすいまちづくり 【女性活躍推進計画】

労働の分野では、管理職の女性比率が著しく低いこと、男性に比べて女性は非正規雇用が多く、賃金も低いことなどが問題となっています。

誰もが性別にかかわらず、個性と能力に応じて職業を選択し、多様な働き方を選択できることが重要です。ワーク・ライフ・バランスや働き方改革を進める必要があります。女性が働き続けやすいように、労働環境を整えることも重要です。

【内容を調整し、イラストを挿入予定】

～事業所のみなさん、一緒に考えませんか～

- ・短時間勤務やフレックスタイム制、在宅勤務など働き方の選択肢が増えています。一人ひとりの能力や個性に応じた働き方は、社会の生産性を向上させます。
- ・長時間労働による過労死が問題となっています。労働環境について、法律や制度に基づき、より良いものへと改善しましょう。一人ひとりの従業員を大切にすることが、生産性の向上につながります。ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）を図っていくことが、人生100年時代をみたときに大切です。

基本施策1

労働の分野における男女共同参画の促進

労働に関するさまざまな知識や情報を提供するとともに、知識や技能の習得といった個々の能力を開発するための機会を提供します。また起業へのチャレンジと人材育成を支援します。また労働環境における男女間の格差解消が図られるよう、事業所への啓発を行います。

（岸和田市男女共同参画推進条例 第6条）

施策の方向	内容	担当課
① 多様な働き方への支援	●仕事と子育て、仕事と介護の両立等に関する支援体制の充実【①②③④】	①人事課 ②人権・男女共同参画課 ③産業政策課 ④関係各課
② 女性の再就職支援、起業をめざす女性への支援	●再就職支援のための講座の実施【①④】 ●起業・創業をめざす女性のための講座の実施【①④】 ●就労のための支援【①②③④】 ●起業をめざす女性への情報提供・マッチングシステムの検討【①④】	①人権・男女共同参画課 ②生活福祉課 ③子ども家庭課 ④産業政策課

③ 女性活躍に関する取組支援	●事業所の人事担当者・従業員向け研修会の実施【②③】 ●女性活躍推進に関する情報発信【②】 ●事業所における男女共同参画に関する意識調査の実施【②】 ●厚生労働省が認定する「えるぼし」「くるみん」制度の周知と認定事業者を入札において加点するしくみの検討【①】 ●女性活躍推進計画（事業主行動計画）の周知・啓発【②】	①契約検査課 ②人権・男女共同参画課 ③産業政策課
-------------------	---	---------------------------------

基本施策 2

ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の推進

女性は就労の有無にかかわらず、家事・育児・介護の主な担い手となっています。また、男性は稼ぎ手として長時間労働を強いられることが少なくありません。社会に出て活躍したい女性や、家庭生活を大切に、子育てを楽しみたい男性がいるように、一人ひとりが個性と能力に応じて自分らしい生き方ができるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）を推進することが重要です。

（岸和田市男女共同参画推進条例 第6条・15条）

施策の方向	内容	担当課
① ワーク・ライフ・バランスの理解促進、取組支援	●市職員のワーク・ライフ・バランスに関する理解促進【①②】 ●市民・事業所へのワーク・ライフ・バランスに関する啓発・講座の実施【②③④】 ●事業所のワーク・ライフ・バランスに関する理解促進【①③】	①人事課 ②人権・男女共同参画課 ③産業政策課 ④生涯学習課
② 働き方改革の推進	●教職員の長時間労働の削減【④】 ●市職員の長時間労働の削減・計画的な時間外勤務【①⑤】 ●計画的な有給休暇取得促進【①②④⑤】 ●事業所における働き方改革の推進【②③】	①人事課 ②人権・男女共同参画課 ③産業政策課 ④教育総務課 ⑤全課
③ 地域活動やボランティア等への参画促進	●市民団体の活動支援・市と市民団体との協働【①②③】 ●市民団体に関する情報発信【②③】 ●男女がともに参画できる地域活動の推進【②③】	①自治振興課 ②人権・男女共同参画課 ③関係各課

基本課題 III

男女がともに活躍するまちづくり

毎年世界経済フォーラムがジェンダーギャップ指数（男女格差を示す）を発表しています。この指数は、政治、経済、教育、健康の4分野のデータをもとに算出されますが、日本は世界に比べて政治家や

経済分野の幹部に女性が少なく、女性の賃金が男性に比べて低いため、令和元（2019）年度、153 か国中、経済分野 115 位、政治分野 144 位、総合 121 位という結果となりました。

男女が性別にかかわらず、地域、職場などあらゆる場面で意思決定の場に参加し、その声を反映させていくことが大切です。そのための人材を育成するとともに、子育て・介護サービスや制度を充実させ、女性が意思決定の場へ参加しやすい環境を整えていきます。

～市民のみなさんに取り組んでもらいたいこと～

世の中の約半分が男性で、残りの約半分が女性です。物事を決めるとき、行事を行う時、さまざまな場面で、女性、男性の両者が意見を出し合う方が良い結果を生みます。「わたしもやってみよう」と、一歩踏み出し、意見を交換しましょう。

【 内容を調整し、イラストを挿入予定 】

基本施策 1

政策や意思決定の場への女性の参画促進

社会のあらゆる分野での政策や意思決定の場における女性の参画を進めます。そのためには女性の人材育成やしくみづくりが必要です。

（岸和田市男女共同参画推進条例 第 13 条）

施策の方向	内容	担当課
① 附属機関等への 女性の参画促進	●附属機関の女性委員比率向上への具体的な取組の実施【①②】 ●人材の紹介・情報提供【①】 ●附属機関以外の協議会等委員の女性委員比率の向上【①②】	①人権・男女共同参画課 ②関係各課
① 管理職への女性 の積極的な登用	●市職員の管理職における女性比率の向上【①②】 ●「岸和田市男女共同参画推進本部」本部員・幹事への研修の実施【②】 ●女性管理職の育成や研修の実施【①②】 ●男女に偏りのない人員配置【①】 ●管理職への女性の登用に関する事業所への啓発【②③】	①人事課 ②人権・男女共同参画課 ③産業政策課
③ 地域活動におけ る女性活躍促進	●地域における男女共同参画研修の実施【①】 ●地域活動における男女共同参画に関する実態調査の実施【①】 ●地域活動における意思決定の場への女性の参画促進【①②】	①人権・男女共同参画課 ②関係各課
④ 女性リーダーの 育成、人材の発 掘	●女性リーダー育成のための講座開催【①②】 ●人材バンクの整備【①】 ●地域で活躍する人材の発掘・データ集約【①②③】 ●女性リーダーの異業種交流の支援【①③】	①人権・男女共同参画課 ②生涯学習課 ③関係各課

⑤ エンパワーメン トの推進	●女性の潜在能力を引き出すための講座の実施と場の設定【①】	①人権・男女共同参画課
----------------------	-------------------------------	-------------

基本課題Ⅳ	男女がともに安心して暮らせるまちづくり
-------	---------------------

DV（ドメスティック・バイオレンス）が社会問題となっています。被害者の多くは女性ですが、男性の被害者もいます。DVを防止するための取組や被害者への支援体制を整えていきます。

また近年、地震・台風・津波・大雨など大規模な自然災害が起こっています。防災分野において、男女がともに自分の個性と能力を活かし安心して暮らせるように、女性の視点からの防災計画、災害対応を考えます。

～市民のみなさんに取り組んでもらいたいこと～

- ・人権尊重の意識のもと、あらゆる暴力や暴言は人権侵害であるという認識をもち、暴力を許さない社会をつくりましょう。
- ・地域の防災講座に参加して、災害時に備え必要な支援や避難所運営について考え、身近な人と危機意識を共有しましょう。

基本施策 1 DV 防止対策と被害者支援の仕組みづくり【DV 対策基本計画】

「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」に基づく市町村基本計画として位置づけます。

令和元（2019）年度に実施した市民意識調査結果では、DV被害の経験者は1割を超えています。

DV被害者に対して総合的かつ迅速な対応が必要であることから、関係機関の役割分担を明確にしつつ、DV被害者支援ネットワークを形成し、被害者の保護・支援を行います。

被害者の安全に配慮して、安心して相談できる環境づくりと体制強化に取り組めます。

被害者には、DVに気づかない方や相談をためらう方もいて、被害が深刻化、潜在化しやすい傾向があります。DVに関する正しい知識を身につけるとともに、身近なDV被害者の早期発見・早期対応のため、DV防止の啓発に取り組めます。

（岸和田市男女共同参画推進条例 第8条）

施策の方向	内容	担当課
① DV 防止に向けた啓発の推進	●若年層を中心としたデート DV 防止講座の開催【②】 ●地域における市民対象の DV 防止講座の開催【②③】 ●市職員対象の研修の開催【①②】 ●地域活動のリーダーへの啓発講座の実施【②⑤】 ●指定管理者・窓口委託業者への DV 被害者への対応周知【②⑤】 ●DV に関する図書の充実【②④】 ●「女性に対する暴力をなくす運動」週間等に合わせた啓発活動【②④】	①人事課 ②人権・男女共同参画課 ③生涯学習課 ④図書館 ⑤関係各課
② DV 被害者への相談支援体制の充実	●DV 被害者の個人情報保護【②③⑦】 ●DV 被害者へのサービス提供や情報提供【③⑦】 ●児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待担当課と人権・男女共同参画課との連携【③④⑤⑥】 ●DV 被害者の早期発見・被害者支援のための各関係課との連携【③⑦】 ●DV 相談窓口の周知【③】 ●効果的な相談体制の確立【③】 ●DV 対応マニュアルの整備による被害者の早期発見【③⑦】 ●相談担当者の資質向上【③】 ●DV 相談につながる女性相談の充実【③】 ●弁護士相談及び人権相談の充実【①③】	①広報広聴課 ②市民課 ③人権・男女共同参画課 ④福祉政策課 ⑤障害者支援課 ⑥子ども家庭課 ⑦関係各課

基本施策 2 生涯にわたる健康支援

互いの性を尊重するためには、性に対する正しい認識と理解を深める必要があります。リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、子どもを産むか産まないかをはじめ、妊娠・出産等について、女性が自己決定する権利です。思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じた性と生殖についての理解を深める必要があります。

(岸和田市男女共同参画推進条例 第 3 条)

施策の方向	内容	担当課
① リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解促進	●若年層への性に関する教育・研修の実施【①②③④】 ●ライフステージに応じた性と生殖に関する情報提供【①②③④】	①人権・男女共同参画課 ②健康推進課 ③人権教育課 ④生涯学習課

② ライフステージ に応じた心身の 健康管理の促進	● ライフステージに応じた健康支援【①④】 ● 健康相談の充実【①】 ● 特定妊婦等リスクのある妊婦への支援【①③】	①健康推進課 ②健康保険課 ③子ども家庭課 ④生涯学習課
------------------------------------	--	---------------------------------------

基本施策 3 一人ひとりが自分らしく暮らせるための仕組みづくり

男性だから、女性だから、だけではなく、多様な性への理解を深め、尊重する意識を養うことで、一人ひとりが自分らしく暮らせるまちとなるよう取組を推進します。

(岸和田市男女共同参画推進条例 第3条・15条)

施策の方向	内容	担当課
① 多様な性のあり 方への理解促進	● 多様な性についての理解を深めるための研修の実施・情報提供【①】 ● 「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」への理解促進【①】	①人権・男女共同参画課 ②関係各課
② 子育て支援	● 育児に関する相談窓口の充実【②⑤】 ● 病児保育の充実【⑤】 ● 児童虐待の防止【④】 ● 多様な子育てサービスの提供【⑨】 ● 地域における子育てサークルへの支援【①⑧】 ● 子育て関係団体との協働による事業の実施【⑨】 ● 一人ひとりの子どもの個性に応じた子育ての支援【①⑨】 ● 妊婦・子育て世代の利便性を考慮した庁舎の整備【⑦】 ● 妊婦・子育て世代の利便性を考慮した公共施設の整備【⑨】	①人権・男女共同参画課 ②健康推進課 ③子育て支援課 ④子ども家庭課 ⑤子育て施設課 ⑥こども園推進課 ⑦庁舎建設準備課 ⑧生涯学習課 ⑨関係各課
③ 高齢者や障害者 への支援	● 高齢者・障害者虐待の防止【③④】 ● 障害のある女性への就労支援【②④】 ● 高齢者の生きがい支援・地域活動への参加促進・生活支援【②③⑤】 ● 介護休暇・休業制度に関する情報提供・周知【①②】	①人事課 ②人権・男女共同参画課 ③福祉政策課 ④障害者支援課 ⑤生涯学習課
④ ハラスメントの 防止	● スクール・セクシュアル・ハラスメント相談窓口の充実【④】 ● ハラスメント相談窓口の周知【①②】 ● 市民・事業者・市職員対象のハラスメント研修の強化・意識啓発【①②③】	①人事課 ②人権・男女共同参画課 ③産業政策課 ④人権教育課

⑤ 多様化する新たな課題への支援	●誰もが住みやすいまちづくりの推進【①②】 ●多様なニーズに応じた相談窓口の充実【①②】	①人権・男女共同参画課 ②関係各課
---------------------	---	----------------------

基本施策 4 防災の分野における男女共同参画の促進

一人ひとりが防災意識を高めるとともに、防災活動において女性の視点を取り入れていくことが必要です。

施策の方向	内容	担当課
① 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災	●内閣府男女共同参画局『災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～』に沿った施策の推進【①②③】 ●自主防災組織への女性の参画促進【①②③】 ●市民対象・市職員対象の性別役割分担意識にとらわれない避難所運営に関する研修の実施【①②③】 ●男女共同参画の視点に基づく避難所運営マニュアル・防災マニュアルの検討【①②③】 ●女性用・乳幼児用備蓄物資の確保【②】 ●避難所への男性職員、女性職員の配備【①②】	①人権・男女共同参画課 ②危機管理課 ③消防本部

第 3 章

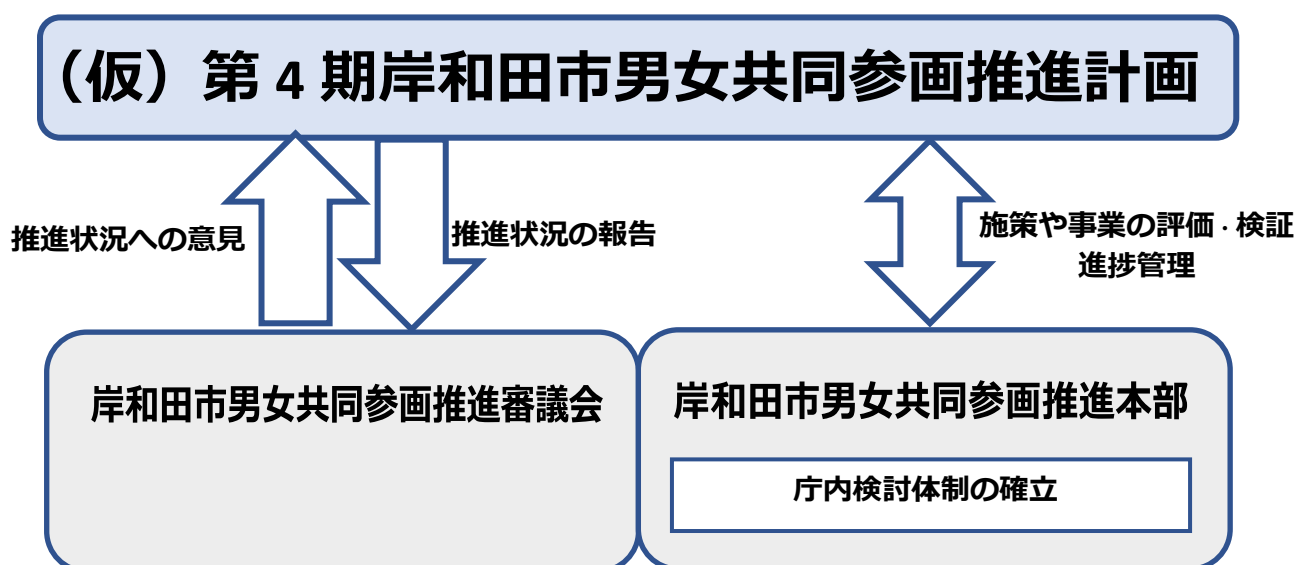
計画の推進

1 推進体制

(1) 庁内推進体制の強化

本計画は、市政のあらゆる分野にわたることから、庁内に設置されている「岸和田市男女共同参画推進本部」において推進していきます。推進本部は市長を本部長とし、各部局の責任者によって構成されます。

推進本部は年度毎に重点項目と実施計画に基づき、施策を実施します。実施施策については、評価・検証(事業の継続・見直しの検討)を行い、進捗状況を管理します。年次報告書を「岸和田市男女共同参画推進審議会」へ報告し、意見を求めたうえで公表します。また、推進本部の構成員の研修を充実し、課題の共有を図ります。



(2) 男女共同参画センターの充実

男女共同参画センターは、「岸和田市男女共同参画推進条例」で男女共同参画推進のための拠点施設と位置づけられています。

男女平等、男女間格差の是正に関する啓発や学習、情報の収集・提供等を充実させるとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施や、男女共同参画に関する市民の活動・取組を支援するための推進拠点施設となります。

(岸和田市男女共同参画推進条例 第16条)

(3) 市民、事業者及び教育関係者との協働、連携

本計画の推進にあたっては、社会を構成する市民一人ひとりの意識改革や行動、事業者の積極的な取組、家庭や学校における教育など、あらゆる場面での取組が重要です。本計画を総合的・効果的に推進するため、市民、事業者、教育関係者と協働するとともに、互いに連携を図ります。

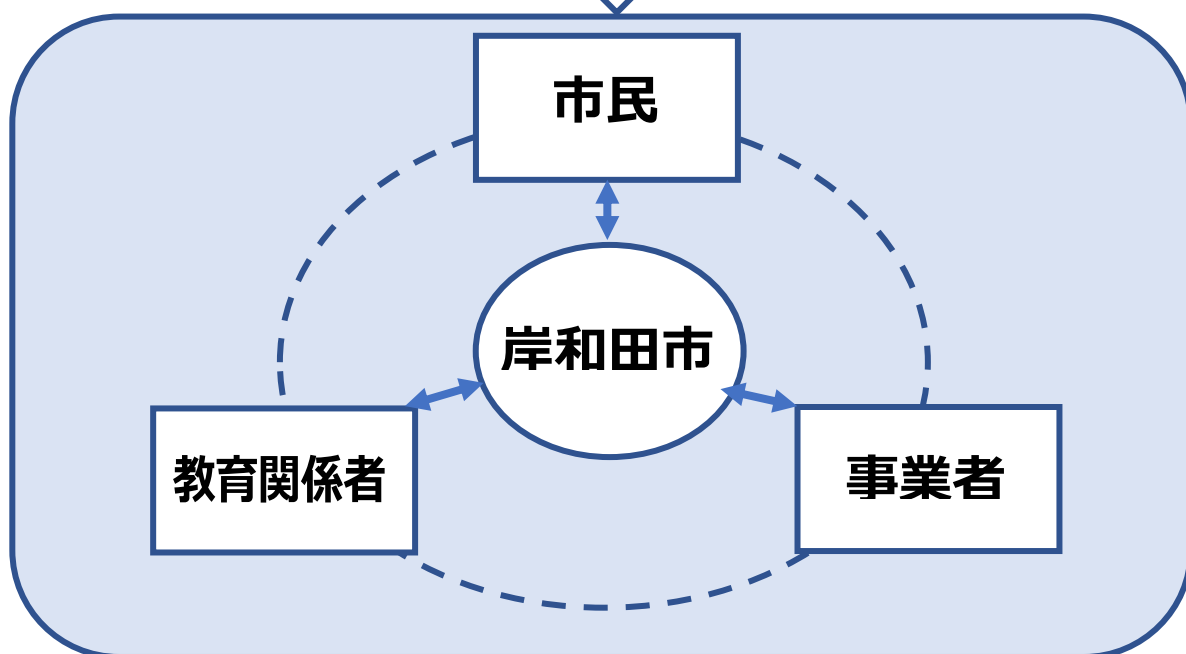
概念図

(仮) 第4期岸和田市男女共同参画推進計画

基本課題

- I 男女共同参画が定着したまちづくり
- II 男女がともに働きやすいまちづくり
- III 男女がともに活躍するまちづくり
- IV 男女がともに安心して暮らせるまちづくり

協働により推進します



(仮)

誰もが暮らしやすい社会にしていくために
男女共同参画を実現するまち きしわだ

の実現

【市、市民、事業者、教育関係者それぞれの役割を記載予定】

2. 成果指標一覧（保留）

基本課題	成果指標（アウトカム指標）	策定時 （令和2 年3月）	目標 （令和 年度）	出典・根拠
基本課題Ⅰ 男女共同参画意識が定着したまちづくり				
基本課題Ⅱ 男女がともに働きやすいまちづくり【女性活躍推進計画】				
基本課題Ⅲ 男女がともに活躍するまちづくり				
基本課題Ⅳ 男女がともに安心して暮らせるまちづくり				

資 料

第3期計画の取組の成果と課題

1. 数値目標における目標と実績の状況

項目		基準値		目標値		実績値	
		数値	年度	数値	年度	数値	年度
岸和田市男女共同参画推進条例の認知度		30%	H26	50%	R1	25.6%	R1
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの認知度		3.7%	H22	50%	R1	22.1%	R1
小学校教員における女性の管理職の割合		35.4%	H22	39%	R2	22.9%	R2
中学校教員における女性の管理職の割合		16.7%	H22	20%	R2	13.0%	R2
男女共同参画に関する市民意識調査		1回	H22	5年に1回		H26、R1	
男女共同参画に関する職員意識調査		1回	H15	5年に1回		H27	
岸和田市職員における女性管理職の割合	課長級以上	19.8%	H22	30%	R2	20.8%	R2
	担当長・主幹級	25.0%	H22	35%	R2	28.5%	R2
	主査級	35.8%	H22	45%	R2	49.6%	R2
岸和田市男性職員の育児休業取得率		0%	H22	10%	R2	4%	R1
審議会等における女性の割合		30.2%	H22	40%	R2	35.3%	R2
女性委員ゼロの審議会等の割合		13.2%	H22	0%	R2	5.3%	R2
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度		28.9%	H22	80%	R1	65.2%	R1
女性と仕事を考える調査の実施		—	H18	10年に1回		H28	
事業所を対象に男女共同参画に関する調査の実施		—	—	5年に1回		H30	

2. 施策における取組の成果と課題

「岸和田市男女共同参画推進計画～第3期きしわだ女性プラン～」を全体で振り返ると、それぞれの課題における各施策の主管課の独立性が大きいものとなっています。そのため、課題や基本施策の目標や達成度の尺度（評価指標）について統一性に欠けるものとなったという反省点があります。

それは、市民にとっても「岸和田市男女共同参画推進計画～第3期きしわだ女性プラン～」が最終的にどういった取組がどのように実現されたのかが実感しにくいと感じる結果ともなりました。

本項で、10年の取組を、施策それぞれについて振り返り課題を抽出します。第4期となる本計画の課題と取組につなげ、主管課と本計画の主管課である人権・男女共同参画課が課題解決に向けた協働強化を図ります。

【基本課題Ⅰ】互いの人権の尊重

■「人権の尊重」のためには、人権について誰もが正確な知識を持ち、理解していくことが大切です。

「人権の尊重」の意識が定着したまちづくりをすすめることによって、男女共同参画を実践していく基盤が整えられていきます。

基本施策1 人権意識の高揚

»施策の方向① 人権意識の高揚をめざす啓発の推進

	施策名	取組と成果
ア	人権尊重の意識を高める講座・講演会等を開催する。	• 校区别人権セミナー（毎年20校区）、人権問題専門講座（毎年1回）、人権を考える市民の集い（毎年12月の人権週間）において、人権に関する研修や講演会を実施しています。
イ	人権問題に関する啓発のためのパンフレット・リーフレット等を配布し、情報提供を行う。	• 市広報紙「広報きしわだ」の「人権の窓」において、関連する月間や週間に合わせ、人権に関する記事を定期的に掲載しました。 • 人権啓発紙「人の輪」を新聞折込にて配布しています。
ウ	岸和田市男女共同参画推進条例の理念を広く周知する。	• 主に「男女共同参画週間」（6月）を男女共同参画推進条例の周知機会とし、市民の認知度の向上を図りました。
課題		
○ 新しい人権課題にも対応した啓発事業が必要です。		
○ 校区别人権セミナーなど、地域が主体的に学ぶ機会を継続していくことが必要です。		

＞基本施策２ メディアにおける人権の尊重

»施策の方向① メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進 (条例第 9 条掲載)

	施 策 名	取組と成果
ア	各種広報・情報提供にあたっては、性別による固定観念にとらわれない男女の多様なイメージで表現する。	市広報紙、市ホームページに掲載する情報は、性別による固定観念にとらわれない多様なイメージでの表現に取組、男女共同参画の視点を発信しました。
イ	各種メディアにおける過度の性的な表現や固定的な性別役割分担を助長する表現を行わないよう働きかける。	市広報紙や市ホームページ、発行物などの情報提供にあたって、性別による固定的なイメージでの表現にならないように、随時関係課と協議し、改善を行いました。
ウ	市職員のメディア・リテラシーを高めるための研修を充実する。	市民対象の講座を職員研修に位置付けて実施するとともに、市職員に特化した研修も実施しました。
課 題		
○ 広報物や講座開催による啓発、市職員の意識改革により、引き続き人権が尊重された表現の定着を図る必要があります。 ○ 地域団体や事業所が発行する広報物についても、性別による固定観念にとらわれない表現とするよう働きかけていく必要があります。		

»施策の方向② メディア・リテラシーの育成と向上

	施 策 名	取組と成果
ア	メディア・リテラシーの育成と向上を図るため、講座等を開催する。	市民や教職員を対象にインターネット、SNSにおける情報モラルをテーマにした講座を開催しました。
イ	子どもたちのメディア・リテラシーの育成と向上を図るための教育を充実する。	教職員の指導法改善・スキルアップ研修として「情報モラル研修」を実施しました。
課 題		
○ 多様なメディアの利用について、人権尊重に基づく継続的な講座等の開催、子どもたちへの体系的な教育が必要です。		

＞基本施策3 生涯にわたる健康・権利の尊重

»施策の方向① リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解と促進

	施 策 名	取組と成果
ア	性教育指導を充実する。	教職員の性教育指導の充実に向けて、研修会の案内、資料・教材の提供を行いました。
イ	互いの性を尊重する意識を育み、またリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する理解を深めるための啓発を行う。	中学・高校生へのデートDV 予防啓発講座を実施し、若年層に対してリプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解を促進しました。
課 題		
○ リプロダクティブ・ヘルス／ライツについては、市民に理解が浸透しているとはいえず、引き続き、理解促進のための継続的な取組が必要です。		

»施策の方向②ライフ・ステージに応じた心身の健康づくりの促進

	施 策 名	取組と成果
ア	岸和田市保健計画の推進を図る。	岸和田市保健計画「ウェルエージングきしわだ」に基づき、運動や食生活、心の健康などの取組への市民の参加を促進しました。
イ	思春期における身体と心の問題についての保健指導や相談を行う。	成長期・思春期の保健指導や個別相談が充実するよう、養護教諭に情報提供や助言を行いました。
ウ	妊婦健診やがん検診などライフ・ステージにおける保健サービスを充実する。	妊婦健康診査料の助成、乳がん・子宮がん検診無料クーポンの配布を継続して行うことで、市民の受診率を高めています。
エ	市民病院の女性専用外来の利用を促進するとともに、産科を再開する。	平成26年5月より市民病院産科が再開されました。分娩数は毎年増加しています。（令和元年度133件）
課 題		
○ 今後は、男性の健康管理を含めたライフ・ステージに応じた心身の健康づくりを促進していくことが必要です。		

＞基本施策４ 女性の人権が尊重される支援体制づくり

»施策の方向① 相談体制の充実

	施 策 名	取組と成果
ア	女性に関する相談窓口を整備・充実する。	- 平成23年度にDV相談員（平成25年度からは婦人相談員）を配置しました。 - 平成23年度にDV相談室を市内２カ所に設置しました。 - 平成23年度に女性のための法律相談を開始しました。 - D V相談室においてさまざまな手続が行えるよう庁内連携を進めました。 - 面接相談・電話相談を平成28年度から女性の専門カウンセラーにより実施しています。
イ	関係機関との連携を強化する。	公共施設、保育所、岸和田警察、岸和田子ども家庭センター、医療機関に、相談窓口と法律相談のチラシの配架や「相談窓口カード」の設置の協力依頼をしています。
課 題		
○ 関係機関の情報共有をはじめとした連携体制を確立し、迅速、適切な相談支援体制の強化を図ることが重要です。 ○ 相談体制については、男女共同参画センターの機能を拡充し、市民が利用しやすい支援体制の整備が必要です。		

»施策の方向② 女性に対する暴力の根絶と支援体制づくり

	施 策 名	取組と成果
ア	女性への暴力（DVやストーカー行為、性犯罪等）の防止についての理解を深めるための啓発を行う。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～25）に市広報紙や市ホームページでDV予防等について啓発、DV予防啓発パネル展、DV予防のシンボル、パープルリボンによる周知啓発イベント等を行いました。
イ	被害者のための相談窓口を整備・充実する。	- 平成23年度にDV相談員（平成25年度からは婦人相談員）を配置しました。（再掲） - 平成23年度にDV相談室を市内２カ所に設置しました。（再掲） - 平成23年度に女性のための法律相談を開始しました。（再掲） - D V相談室においてさまざまな手続が行えるよう庁内連携を進めました。（再掲）
ウ	関連する他の相談機関との連携の強化と、被害者を支援するた	- DV予防啓発講座、DV防止コーチング講座等を実施しました。 - 関係機関が連携してDV被害者を支援するため、DV相談窓口

	めの体制の整備・充実を行う。	担当者会議を開催し、情報共有をしています。
課 題		
○	相談体制については、男女共同参画センターの機能を拡充し、市民が利用しやすい支援体制の整備が必要です。（再掲）	

【基本課題Ⅱ】男女共同参画に向けての意識づくり

■ 男性も女性も一人ひとりが個性と能力を発揮し、充実した生き方ができる「男女共同参画社会」を実現する意識づくりが大切です。また、次世代を担う子どもたちの未来の可能性を広げるためにも重要な取組となります。

＞基本施策1 学校園における男女共同参画の意識づくりのための教育の充実

»施策の方向① 男女共同参画推進のための教職員の意識啓発

	施 策 名	取組と成果
ア	教職員の男女共同参画意識をさらに高めるための研修を定期的に行う。	教職員の男女共同参画意識の向上のため、夏季休業中に市と教育委員会との共催で「男女共生教育研修」を開催し、市内各学校園の教職員の資質向上を図りました。
イ	男女共生教育担当者を配置し、男女共生教育推進のための研修や情報交換、交流を行う。	定期的に男女共生教育担当者会を開催し、市内小中高の担当者が参加し、男女共生教育の推進や校内研修のあり方について情報共有の機会を設けています。
ウ	女性教職員を積極的に管理職に登用し、学校運営への参画を進める。	学校内で管理職選考の周知を図り、個々の適性・能力に応じ受験を促しています。
エ	スクール・セクシュアル・ハラスメント防止を行う。	各学校園にセクハラ相談窓口担当者を配置しました。定期的に担当者会を開催し、セクハラ防止・対応策や校内研修のあり方について情報共有をしています。
課 題		
○	女性教職員の管理職への登用の促進については、意思決定の場に男女が関わることの意義への理解を深めていくことが必要です。	

»施策の方向② 男女共同参画推進のための教育の充実

	施 策 名	取組と成果
ア	学校園において男女相互の理解と協力や人権尊重についての教育を充実する。	・（中学校）性別にとらわれない職業選択ができることを示す「キャリア教育」を実施しています。 ・（小学校）自分の良いところを探し、認め合う活動を記録する「キャリアパスポート」を作成しています。
イ	男女共生教育が家庭においても生かされるよう保護者の学習機会を持つ。	・各校園において、講演会および学級懇談会等で男女共生について学習する機会を設けました。
課 題		
○ 進路指導・職業選択指導は、男女共同参画の視点をもって実施する必要があります。		

＞基本施策2 社会における制度・慣行の見直しと男女共同参画の意識づくり

»施策の方向① 家庭や地域における男女共同参画意識の浸透

	施 策 名	取組と成果
ア	固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、気づきの機会を積極的に提供する。 ・岸和田市男女共同参画推進計画の周知 ・地域フォーラム等の実施	・男女共同参画フォーラムを毎年1回開催しています。 ・男女共同参画の意識づくりのための講座および出前講座を実施しました。 ・男女共同参画センターで毎年中学生の職場体験を受け入れています。
イ	男女共同参画の視点を持った講座や講演会を開催する。	・男女共同参画意識を高めるための講座を開催しました。
ウ	広報等により男女共同参画についての啓発や情報提供を行う。	・市広報紙の「人権の窓」において、男女共同参画週間（6月）にあわせて記事を掲載しました。
エ	子どもに接するさまざまな関係者や保護者等の男女共同参画意識の向上を図る。	・父親の育児参加のための学びや子育てを通じた交流の場として「パパ塾」を開催しました。
課 題		
○ 地域における男女共同参画意識の理解促進の方法として、地域に出向いた活動が重要です。そのため、出前講座を充実することが必要です。 ○ 地域において男女共同参画意識を広めるため、各種市民団体への働きかけを進めていくことが必要です。 ○ 男女共同参画の裾野を広げていくために、次代を担う若年層への継続的な働きかけが重要となります。若年層及び保護者などへの啓発を進めるとともに、男女共同参画の視点を盛り込んだ子育て		

てへの支援が必要です。

»施策の方向② 男女共同参画の意識づくりのための情報の収集・提供

	施 策 名	取組と成果
ア	市が行う調査においては、男女別や年齢別等の各種データを収集し、施策に反映させていく。	男女共同参画講座について、開催後にアンケートを行い、男女別・年齢別で集計をとることで、次回講座開催時の参考にしています。
イ	国や府及び市町村の男女共同参画に関する情報を収集し、提供する。	男女共同参画推進、DV等に関する研修会に職員が積極的に参加し、情報収集に努め、市広報紙や市ホームページで発信しています。
ウ	男女共同参画に関する資料や図書を充実し、利用を促進する。	- 人権・男女共同参画課にて、毎年男女共同参画に関する図書・DVDを購入し貸出しをしています。 - 市立図書館にて「働き方改革」や「女性問題」といったテーマに関する書籍の展示を実施しました。
エ	男女共同参画についての市民意識調査や職員意識調査を定期的を実施する。	「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。(平成26年度、令和元年度) 「男女共同参画に関する職員意識調査」を実施しました。(平成27年度) 「仕事と家庭生活を考える調査」を実施しました。(平成28年度) 「事業所における男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。(平成30年度)
課 題		
○ 発信した情報の内容について、どのように市民に理解が深まっているかを評価する必要があります。 ○ 今後は各調査結果を分析し、施策に活かしていくことが必要です。 ○ 若年層の意識に関する情報収集が必要です。		

> 基本施策3 男女共同参画施策実現のための市職員の育成

»施策の方向① 男女共同参画の視点をふまえた施策立案能力の育成

	施 策 名	取組と成果
ア	男女共同参画の視点を踏まえた施策立案能力向上のための研修を定期的に行う。	男女共同参画の視点をもって業務に従事できるよう、「男女共同参画推進本部本部員・幹事研修」「男女共同参画推進実務担当者研修」を実施しました。
課 題		
○ 男女共同参画の視点をふまえた提案や企画ができるように、職員の資質向上をめざし引き続き研		

修を実施する必要があります。

»施策の方向② 男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実

	施 策 名	取組と成果
ア	男女共同参画意識を高める研修を充実し、参加を促進する。	「男女共同参画推進本部本部員・幹事研修」「男女共同参画推進実務担当者研修」「男女共同参画研修」「DV対策基本計画研修」を実施しました。
イ	市職員向けに男女共同参画に関する情報を提供する。	庁内情報紙「パートナー」を発行し、男女共同参画に関する情報の提供を行いました。
ウ	市職員の女性プラン研修への積極的な参加を促す。	毎年約9回開催し、全課へ参加を促しました。
課 題		
○ 男女共同参画意識の向上にかかる職員研修は毎年実施され参加率が向上しています。今後は、研修成果が各課の業務遂行の際にどのように反映されているかを具体的に測る必要があります。また、参加率の向上を図るため、研修の位置づけや開催日時、回数について検討していく必要があります。 ○ 職員研修参加率について、各課個別に目標を設定していましたが、成果としての統一性を図るため、全課共通の目標値を設定する必要があります。 ○ 庁内情報紙「パートナー」の発行が年1～2回と少ないため、発行体制の確立などの検討が必要です。		

»施策の方向③ 庁内体制の促進

	施 策 名	取組と成果
ア	女性職員の職域拡大を推進する。	- 能力・実績主義に基づき、管理・監督職への女性職員の登用を進め、女性職員の職域拡大と能力活用を推進しました。 - 女性管理職比率目標値は未達成となっています。
イ	女性職員の管理職への登用を図るため、研修や環境の整備を行う。	- 能力・実績主義に基づき、管理・監督職への女性職員の登用を進め、女性職員の職域拡大と能力活用を推進しました。 - 女性管理職比率目標値は未達成となっています。
ウ	岸和田市特定事業主行動計画の推進を図る。	岸和田市特定事業主行動計画に基づき、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、子育てがしやすい勤務環境の実現に向けた取組を実施してきました。
エ	セクシュアル・ハラスメント防止のため、研修などによる啓発を行う。	- 新任課長、新任担当長及び希望者を対象にハラスメント防止研修を実施しました。 - 弁護士によるセクハラ・パワハラ相談窓口を設置しました。 - ハラスメント防止対策強化の記事を庁内情報紙「パートナー」に掲載し、市職員の意識向上を図りました。
オ	指定管理者の男女共同参画意識の高揚を図る。	平成27年度に指定管理者を対象に出前講座「男女共同参画に向かって」を実施しました。
課 題		
○ 「岸和田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の職域拡大、育児休業の取得の促進等を引き続き推進します。またセクシュアル・ハラスメント防止のための各種研修・啓発が必要です。 ○ 女性管理職比率向上のため、女性管理職育成のための研修の充実が必要です。		

【基本課題Ⅲ】男女がともに参画できる仕組みづくり

■将来にわたって持続可能な社会を実現していくためには、働く場や地域などのさまざまな分野において、重要な担い手として女性の役割を認識し、政策・方針決定過程への女性の参画を進めていく必要があります。

＞基本施策1 意思決定の場への女性の参画

»施策の方向① 審議会等委員の女性の参画

	施策名	取組と成果
ア	審議会等委員の女性の参画率の向上を図る。	- 委員改選準備段階に関係課への女性委員の登用を促しています。それにより、団体への委員選任依頼文書の工夫を行い、積極的な登用を依頼しました - 目標値を達成できていない附属機関について、協議を行っておらず、参画率向上に向けた働きかけは不十分です。 - 令和2年4月1日現在、附属機関の女性委員参画率は35.3%となっています。
イ	女性委員ゼロの審議会等を解消する。	令和2年4月1日現在における女性委員が0人の附属機関は全76附属機関中4機関となっています。
ウ	審議会等の女性参画率を公表する。	毎年市ホームページにて公表しました。
課題		
○ 女性の参画率向上に向け、各審議会等の実情に応じた目標の設定を協議していく必要があります。 ○ 意思決定の場に男女がともに関わることの必要性和重要性について、関係課への一層の理解促進に努める必要があります。 ○ 審議会等委員の選任条件を見直していくなど、女性が参画しやすい工夫が必要です。		

»施策の方向② 女性人材・リーダーの発掘・育成

	施策名	取組と成果
ア	人材育成のための学習機会や活動の場を提供する。	「女性のためのリーダーセミナー」、起業のための「スタートアップセミナー」を開催し、女性人材の育成及び交流の場を提供しています。
イ	発掘・育成した人材を活用し、女性市民の声を市政に反映させる。	「岸和田市女性人材バンク」の有効な活用ができていません。登録者も減少傾向にあります。
課題		

- 「岸和田市女性人材バンク」の登録者が少ないため、女性の人材活用に生かされていません。登録制度を周知し、登録者の増員を図り、活用方法を再検討する必要があります。
- 市政に女性の声を反映させるために、地域で活躍する人材の実態把握と人材のネットワーク化を図るなど工夫が必要です。
- 女性人材育成について、事業所との協働を進める必要があります。

> 基本施策2 家庭と仕事の両立支援

» 施策の方向① ワーク・ライフ・バランスの推進

	施 策 名	取組と成果
ア	ワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。	• 地域や事業者等に対して積極的な啓発ができていません。
イ	育児・介護休業法などワーク・ライフ・バランスを促進する法制度の周知を図るとともに、利用しやすい環境整備を図る。	• 岸和田市役所では業務分担の見直しや効率化により、超過勤務の削減と有給休暇の取得に取組ました。
課 題		
○ 市民へのワーク・ライフ・バランスの啓発、関連法制度の周知とともに、事業者への「働き方改革」の積極的な周知が重要です。		

» 施策の方向② 男性の家庭生活への積極的な参画の促進

	施 策 名	取組と成果
ア	男性の育児・介護休業取得率を高めるための啓発を行う。	• 市内情報紙「パートナー」に育児に関する休暇・休業制度の記事を掲載し、市職員の意識向上を図りました。
イ	男性を対象にした家事・育児・介護に関する実技を取り入れた講座等を開催する。	• 男性の育児支援講座、料理講座、衣食住講座、父子対象の科学講座などを実施し、家庭での実践のきっかけづくりを図りました。 • 父親の育児参加のための学びや子育てを通じた交流の場として「パパ塾」を開催しました。
課 題		
○ 介護に関する休暇・休業制度についての情報提供が必要です。 ○ 事業者に向けた啓発活動が必要です。 ○ 男性対象の子育て・介護・家事等の講座の充実が必要です。 ○ 講座に参加した男性同士の仲間づくりや父親グループの活動を支援が必要です。		

> 基本施策3 地域活動やボランティア・NPO 活動への参画

»施策の方向① 地域活動の促進

	施 策 名	取組と成果
ア	地域活動において男女が積極的に参画することを促進する。	市民対象の男女共同参画啓発講座は、テーマに応じて実施してきましたが、地域活動における女性の参画の実態は把握できておらず、効果が図れていません。
イ	町会等の団体において、役員に女性が選出されるよう積極的に働きかける。	- 町会は独立した団体であることから、女性役員の選出を促すなど直接的な働きかけができていません。 - 男女がともに地域活動に参画する重要性について、地域のみなさんに伝えることも十分にできていません。
課 題		
○ 地域活動や町会活動の独立性を尊重しつつ、男女共同参画の視点を踏まえた女性の参画の推進を地域とともに検討していく必要があります。		

»施策の方向② ボランティア・NPO 活動等の促進

	施 策 名	取組と成果
ア	ボランティア・NPOの活動に積極的に参画できるように情報提供や支援を行う。	平成29年度に「岸和田市市民活動サポートセンター」を開設しました。市民活動に興味のある人、NPO法人を設立したい人、活動の運営について相談したい人などを対象に、活動の場や情報の提供、関連講座を開催しています。
イ	男女共同参画社会の実現を目指した市民団体、グループの育成と支援を行う。	- 男女共同参画社会の実現をめざすグループに対し、活動の場や資料の提供を行い、共催講座を開催しました。 - 男女共同参画社会の実現をめざす「岸和田女性会議」に事業補助を行っています。
課 題		
○ ボランティア・NPO・各種団体への女性の参画の実態把握が必要となっています。		
○ 各種団体のネットワークづくりをすすめ、活動内容の情報共有や各活動の得意分野を生かした講座研修等の共催により、男女共同参画の取組の推進力となる体制づくりが必要です。		
○ 男女共同参画社会の実現をめざす市民団体全てを対象にした支援策が求められています。		

＞基本施策４ 男女共同参画の視点からの子育て支援・介護支援の充実

»施策の方向① 子育て支援体制の充実

	施 策 名	取組と成果
ア	岸和田市次世代育成支援行動計画の推進を図る。	「岸和田市次世代育成支援行動計画」は平成26年度が最終年度となったため、平成27年3月、新たに「子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。各種子育て支援事業や保育サービスを実施、継続しています。
イ	男女共同参画の視点を踏まえ、多様な保育サービスを充実する。	「子ども子育て支援事業計画」に基づき、夏期チビッコホームの増設など、市民ニーズに沿った事業の充実を図りました。 - 公民館等で定期的に「親子で遊ぼう！」講座を開催し、遊びを通して保育を学び、子育ての情報交換や相談の場を設け、子育て支援を図りました。
ウ	地域における子育て支援サービスの充実と自主的な子育てサークルの活動を支援する。	- 公民館では、貸館やPRチラシの配架により、子育て支援をしている地域の団体活動の支援をしています。 「ファミリーサポートセンター」において、依頼会員と協力会員との仲介を行い、子育ての相互援助を行っています。 - 障害のある児童への支援・療育のため、「放課後等デイサービス」をはじめ、障害児通所支援・障害児相談支援の案内を実施しています。
エ	児童虐待を防止する体制を強化する。	- 児童虐待防止のため、「岸和田市子育て支援地域協議会児童虐待防止ネットワーク部会」において、支援が必要な児童の状況や支援方針の確認を行っています。 - 関係機関の実務者対象の研修を実施し、児童虐待や支援方法に関する知識を深める機会を設けています。 - 子ども家庭総合支援拠点において、虐待をはじめとする課題を抱える子どもと家庭への相談支援の充実を図っています。
課 題		
○ 保護者の就労などによる子育て支援サービスへのニーズの多様化のため、事業内容、事業実施の時間等について、工夫が必要です。 ○ 子育て支援団体のネットワークづくりをすすめ、市と協働で事業を実施することが必要です。 ○ 保育施設の体制を考慮しつつ、待機児童の解消を図っていく必要があります。 ○ 今後の施設整備計画を視野に入れた取組が必要です。		

»施策の方向② 介護・看護の支援体制の充実

	施 策 名	取組と成果
ア	岸和田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進を図る。	- 地域包括支援センター等と連携し、介護予防・日常生活の支援の体制づくりを推進しました。 - 生活援助サービス従事者研修会を年1～2回開催し、介護の担い手を育成しました。 - 介護保険、介護予防について学習する機会を設けました。
イ	岸和田市障害者計画・障害福祉計画の推進を図る。	- 医療的ケアの必要な障害者(児)の日中活動の場を提供し、障害者(児)の社会参加と介護者の負担軽減に取組ました。 - 重度障害者訪問看護利用料助成事業において、指定訪問看護ステーションを利用する際に必要な医療費の一部を助成しました。
ウ	介護サービスの質の向上と適切なサービス量の確保を図る。	- 地域包括支援センターを増設し、地域に密着したネットワークの構築と介護支援の担い手の育成を進めました。 - 介護相談員を確保し、毎年市内約20カ所の福祉施設を訪問し、サービス利用者の相談に応じています。介護サービスの現状を把握するとともに、施設の管理者等との意見交換を行い、サービス提供等の提案を行っています。
エ	高齢者虐待を防止する体制を強化する。	介護事業者対象や市民対象の高齢者虐待防止研修を実施しています。
課 題		
○ 障害者虐待防止法施行による取組について検討する必要があります。 ○ 虐待防止や養護者の支援のために、介護や看護の充実と制度の周知が必要です。 ○ 性的役割分担意識による女性への負担の偏りを解消するための取組が必要です。 ○ 介護離職の防止のため、事業者と介護保険事業や地域包括支援センターとの連携を図る必要があります。		

> 基本施策5 防災・環境問題へのかかわり

»施策の方向① 防災の分野における男女共同参画の促進

	施 策 名	取組と成果
ア	防災分野の活動において女性が積極的に参画することを促進する。	防火防災の普及啓発を推進する「婦人防火クラブ」を支援し、各種研修会や講習会に派遣しています。
イ	防災活動に取り組む女性の人材育成を支援する。	「市民防災まちづくり学校」の女性の受講促進を進めています。
課 題		

- 男女共同参画による避難所運営・地域防災の意識が高められるよう、定期的な訓練を通じて啓発を行う必要があります。
- 女性の視点を取り入れた避難所運営の取組が重要です。

»施策の方向② 環境分野における男女共同参画の促進

	施 策 名	取組と成果
ア	環境分野の活動に積極的に参画できるよう情報提供や支援を行う。	「まちを美しくする市民運動推進協議会」において、毎年の委員改選時は、本計画の趣旨や条例を説明し、女性役員の参画を促しています。現役員の構成比率は12.5%になっています。（令和元年度末）
イ	ゴミの分別や減量化などの環境活動に、男女が積極的に参画することを促進する。	「放課後子ども教室」において、ゴミ分別のロールプレイングを通じて、子どもたちに性別にかかわらず参画していくことの必要性を伝えました。
課 題		
○ 環境分野に限らず、市民団体における女性比率向上に向けた取組が必要です。		

＞基本施策6 国際社会への貢献

»施策の方向① 平和への取組

	施 策 名	取組と成果
ア	平和を大切にする意識を育むための取組を行う。	「子ども平和映画会」「非核平和資料展」を毎年開催しています。そのほか、「ヒロシマへの平和バス」事業などを通じ、平和の尊さを広く市民に伝える機会を充実させました。
課 題		
○ 「平和なくして男女の平等はない」ことを重視し、市民に平和の重要性を伝えることは恒久的な課題です。		

»施策の方向② 外国人にとって住みやすいまちづくり

	施 策 名	取組と成果
ア	外国人からのさまざまな相談への対応を充実する。	- 市ホームページに翻訳ソフトを使用し、88の言語に対応できる環境を整えました。 - 市が支援する岸和田市国際親善協会が通訳や翻訳のボランティアを実施しました。
イ	外国人及び外国籍児童・生徒の日本語の習得を支援する。	- 岸和田市国際親善協会のボランティアが日本語サロンや日本語指導、外国にルーツを持つ親子を対象とした居場所づくりに取り組んでいます。 - 日本語指導が必要な児童生徒に対し、定期的に指導員を派遣し学習の補助を行うことで、充実した学校生活を送るための支援をしています。
ウ	外国人と市民の交流イベントを実施するなど相互の理解を深める。	岸和田市国際親善協会による「地球どんぶり」「異文化理解講座」「だんじりインフォメーションセンター」の設置などの交流活動の実施を支援しています。
課 題		
○ 相談や日本語の習得支援、交流の場の提供など、今後、ニーズの増加が予想されます。ニーズの把握、支援体制の整備を進めていく必要があります。 ○ 外国人にとって住みやすいまちづくりに関する取組は、岸和田市国際親善協会の活動に頼っている現状があります。		

＞施策の方向③ 国際理解・国際交流の促進

	施 策 名	取組と成果
ア	世界における男女共同参画に向けた取組に関する情報を収集し、提供する。	ジェンダーギャップ指数など、世界における男女共同参画に関する情報を収集し、「パートナー」や男女共同参画センターニュース「クレアシオン」による情報提供を行っています。
課 題		
○ 世界各国で男女格差の解消が大きく進んでいるのに対し、日本では格差解消度合いが低く、他国との差が開いている現状があります。国際的協調をめざして、積極的な情報の収集や提供が必要です。		

【基本課題Ⅳ】労働分野における男女共同参画の仕組みづくり

■ 性別にかかわらず職業を選択し、就労できることが重要です。また、職業意識の醸成とともに職業能力を習得・向上させ、就労できるよう支援するしくみづくりが必要です。

＞基本施策1 性別に関わらず個性を発揮できる職業意識の醸成

»施策の方向① 職業意識の醸成

	施 策 名	取組と成果
ア	子どもたちが性別にとらわれず、さまざまな職業を選択することができるよう教育を行う。	それぞれの学校園で職業体験や交流、アンケートなどを実施し、発達段階において自立や将来に向けて考える学習を行いました。
イ	あらゆる年代層に対して、自分のキャリアや職業選択について考えるきっかけづくりを提供する。	「岸和田合同企業説明会」「岸和田・貝塚合同就職面接会」を開催し、求職者が自己のキャリアや職業選択について考える機会を提供してきました。
ウ	若年層に対して、職業意識を醸成するとともに、性別にとらわれない職業選択ができるよう情報提供や相談機関の紹介等を行う。	就職を希望する市内在住在学の高校生を対象に、毎年就職ガイダンスを開催し、職業意識の向上を図りました。
課 題		
- 男女にかかわらない職業意識の向上のための具体的な取組に課題があります。 - 若年層対象の取組には、学校園・教職員との連携が重要ですが、教職員対象の研修実施などを通して人材育成が必要です。 - 市民対象の啓発講座の効果を高めるために、市民団体との協働による実施の機会をつくる必要があります。		

> 基本施策2 多様な働き方に対応できる仕組みづくり

» 施策の方向① 就労に関わる法制度の周知・啓発・相談体制の充実

	施 策 名	取組と成果
ア	男女雇用機会均等法や労働基準法など、就労に関わる法律・制度の周知を図る。	市ホームページ及び関係窓口へのリーフレット等の配架により、「女性活躍推進法」など就労に関する法律や制度の周知を図りました。
イ	就労を継続していくための相談の充実を行う。	市職員及び社会保険労務士による相談を行いました。必要に応じて外部相談機関を紹介し、相談体制の充実を図っています。
課 題		
○ 男女共同参画の理解促進とともに、子育てや介護をしながらの就労継続のための多様な働き方を支援する事業の充実が必要です。 ○ 「女性活躍推進法」について、事業者がさらに理解を深める機会づくりが必要です。		

» 施策の方向② 女性の再就職や能力開発のチャレンジ支援

	施 策 名	取組と成果
ア	働く女性の労働の実態について把握する。	平成30年度に「事業所における男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。
イ	女性の再就職や能力開発について講座の開催等の支援を行う。	「再就職支援講座」を実施しています。 - 再就職に向け女性のワーク・ライフ・バランスを考える講座を実施しています。
ウ	ひとり親家庭の母親の就労を促進する。	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等、ひとり親家庭対象の支援制度について、各種相談・申請時に案内し、就職につながる資格取得のための支援を行いました。さまざまな相談・来庁の機会をとらえ、情報提供をすることで、申請者の増加につながりました。
課 題		
○ 平成30年度に「事業所における男女共同参画に関する意識調査」を実施しましたが、検証結果を踏まえた取組が実施できていません。 ○ 「再就職支援講座」等の実施の効果検証を行い、今後の施策に反映させる必要があります。 ○ ひとり親家庭の就労支援を充実させる必要があります。		

»施策の方向③ 起業をめざす女性への支援

	施 策 名	取組と成果
ア	NPO・コミュニティビジネスなど、さまざまな起業と育成を支援する。	- 岸和田商工会議所において「創業セミナー」を実施し、創業の手続きや資金繰りなどを説明しました。 - 男女共同参画センターでの講座実施後、受講生が登録グループとして活動を継続しています。
課 題		
○ 起業をめざす女性への一層の情報提供と、起業につながる機会提供（支援側とのマッチング・システムなど）を検討する必要があります。		

＞基本施策3 男女共同参画推進のための事業所等への取組の強化

»施策の方向① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

	施 策 名	取組と成果
ア	法律に基づく男女平等な雇用と待遇の実現について啓発を行う。	雇用・労働に関する「基礎知識講座」を開催しました。
イ	パートタイムや派遣労働・自営業に従事する女性の就労環境の改善に向けての啓発や情報提供を行う。	市ホームページ及び関係窓口へのリーフレット等の配架により就労環境の改善のための情報を提供しました。
ウ	家族経営協定の推進など、農林水産業における就業条件や作業環境の改善、整備が図られるよう働きかける。	家族経営協定について、農業経営者が参加する会議や研修会等でパンフレット配布により周知しました。
課 題		
○ 事業者に対して、男女共同参画に関する情報提供をより積極的に行う必要があります。		
○ 職場における男女共同参画の推進に向け、市と事業者の協働による具体的な取組を検討する必要があります。		

»施策の方向② 事業所における男女共同参画の推進

	施 策 名	取組と成果
ア	事業所における男女平等・男女共同参画についての実態を把握する。	平成30年度に「事業所における男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。（再掲）
イ	事業所における男女共同参画の推進について働きかけを強化する（男性の育児休業取得など）。	- 平成 28 年度に市長・市管理職職員とともに市内事業者 34 社・6 団体が「イクボス共同宣言」を行いました。 - 事業者に男女共同参画に関する法や制度、研修案内についての情報提供を随時行っています。
ウ	ワーク・ライフ・バランスの啓発を行うとともに職場環境の整備の促進について積極的に働きかける。	厚生労働省、大阪府作成のワーク・ライフ・バランスに関する啓発リーフレットを関係課に配架しました。
エ	ひとり親家庭の母親の積極的な雇用について関係機関を通じて事業所に積極的に働きかける。	関係機関にパンフレット等の配布を依頼し、支援策等の周知を行いました。
オ	セクシュアル・ハラスメント防止対策の整備について働きかけを強化する。	- 事業者にはハラスメント防止に関する法や制度、研修についての情報提供を随時行っています。 - 事業者への社内研修用にハラスメントに関するDVDを購入し、貸出しを行っています。
課 題		
○ 「事業所における男女共同参画に関する意識調査」の結果に対応した事業者への働きかけやイクボス宣言後の継続的な取組ができていません。男女共同参画の推進の具体的取組の提示や行動への働きかけが必要です。 ○ 事業者に対して、男女共同参画に関する情報提供をより積極的に行う必要があります。 ○ 職場における男女共同参画の推進に向け、市と事業者の協働による具体的な取組を検討する必要があります。		

【基本課題Ⅴ】DV 防止対策と被害者支援の仕組みづくり【DV 防止対策基本計画】

■ DV 防止対策、被害者支援の両面から関係部署・機関の連携体制の整備が必要です。

＞基本施策1 DV被害者の早期発見・相談体制の整備・充実

»施策の方向① DV被害者の早期発見の仕組みづくり

	施 策 名	取組と成果
ア	市の各種窓口業務等を通じてDV被害者に気付き、相談・支援窓口につないでいく。	窓口業務等を通じてDV被害の相談を受けた場合や被害の兆候に気づいた場合、DV相談窓口につながりました。
イ	関係機関等との連携により、DV被害の早期発見に向けた仕組みを確立する。	相談窓口担当者間で各課のDV被害者への支援策や被害発見時の対応について情報共有しました。
ウ	相談窓口の周知を図る。 ・リーフレットを作成するなど、相談窓口に関する情報の周知 ・医療機関等への相談窓口の周知	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に相談窓口が記載された啓発物品を配布し周知に取組しました。 「クリアション」、「広報きしわだ」、市ホームページで相談窓口を周知しました。 - 団体の協力によりスーパー等に「相談窓口カード」を配架しています。 - 公共施設、保育所、岸和田警察、岸和田子ども家庭センター、医療機関に、相談窓口と法律相談のチラシの配架や「相談窓口カード」の設置の協力依頼をしています。（再掲）
課 題		
○ 市広報紙や市ホームページ掲載のほか、各部署や関係機関に依頼する相談窓口の周知について、さらなる工夫が必要です。		
○ 各課窓口において、適切な対応ができるように、市職員のDV対応マニュアルの整備を進めます。		

»施策の方向② DV被害者の相談体制の整備・充実

	施 策 名	取組と成果
ア	DV被害者の相談窓口の整備・充実を行う。 ・DV専門相談員の配置 ・DV相談室の確保 ・DV相談専用電話の設置 ・DVの総合相談窓口としてワンストップ・サービスの導入	- 平成23年度にDV相談員（平成25年度からは婦人相談員）を配置しました。（再掲） - 平成23年度にDV相談室を市内2カ所に設置しました。（再掲） - 平成23年度に女性のための法律相談を開始しました。（再掲） - DV相談室においてさまざまな手続きが行えるよう庁内連携を進めました。（再掲）
イ	関係する他の相談機関との連携を強化する。 ・女性相談窓口との連携の強化 ・警察や配偶者暴力相談支援センター（大阪府女性相談センター、岸和田子ども家庭センター）との連携の強化 ・DV被害者支援ネットワークの確立	担当者の連携強化のため、「DV被害者支援ネットワーク」窓口担当者会議にて、DVに関する情報の共有や支援方針の確認を行っています。（年1回）
ウ	相談窓口職員や関係する職員の資質の向上及び心理的ケアを充実する。 ・DV相談専門講座や研修会への参加によるスキルアップ ・様々なケースに対応できるようにDV被害者支援ネットワーク等を活用した事例検討や研究の実施 ・二次被害防止、個人情報保護等の研修の実施 ・相談員の心理的ケア体制の整備	- 相談のスキルアップ研修等へ参加し、相談体制整備に関する情報を収集・共有し、相談員の資質向上を図りました。 - 職員がDV被害者支援や加害者対応の研修に参加し、担当者間で共有しました。
課 題		
○ 相談体制については、男女共同参画センターの機能を拡充し、市民が利用しやすい支援体制の整備が必要です。（再掲）		
○ 複雑多様化する相談にも適切に対応するために、DV相談担当者の資質向上と相談体制の整備が		

重要です。

- 個人情報の漏洩防止に関する情報管理マニュアルの整備が必要です。
- 各課窓口において、適切な対応ができるように、市職員のDV対応マニュアルの整備を進めます。
(再掲)

> 基本施策2 DV被害者への支援体制づくり

» 施策の方向① DV被害者の安全確保及び支援体制の強化

	施策名	取組と成果
ア	被害者の安全確保を行う。 ・ 緊急の場合、大阪府女性相談センターに一時保護を依頼 ・ 一時保護の際の同行支援 ・ 被害者等に関する個人情報の保護	• 大阪府女性相談センターへの一時保護依頼は令和元年度2件、平成30年度0件、平成29年度は4件でした。 • 各関係課の連携強化のため「一時保護制度」について、職員研修を実施しました。
イ	被害者に対する適切な情報提供及び自立に向けての支援を行う。	• 関係課、大阪府女性相談センター、岸和田子ども家庭センター、岸和田警察等の関係機関と情報共有を図り、被害者への迅速な情報提供と自立支援を行いました。
ウ	DV被害者支援及び関係機関との連携を強化する。 ・ DV被害者支援ネットワークの確立 ・ 警察や配偶者暴力相談支援センター（大阪府女性相談センター、岸和田子ども家庭センター）との連携の強化 ・ 民間支援団体との連携についての検討	• 支援者の連携強化のため、「DV被害者支援ネットワーク」窓口担当者会議にて、DVに関する情報の共有や支援方針の確認を行っています。（年1回）（再掲） • 関係課、大阪府女性相談センター、岸和田子ども家庭センター、岸和田警察等の関係機関と情報共有を図り、被害者への迅速な情報提供と自立支援を行いました。（再掲）
エ	岸和田市配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討を行う。	• 平成26年度に設置の必要性を検討し、岸和田子ども家庭センターがある状況下での設置を保留としました。
課題		
○ 相談体制については、男女共同参画センターの機能を拡充し、市民が利用しやすい支援体制の整備が必要です。（再掲） ○ 岸和田市配偶者暴力相談支援センターの設置については、状況の変化に応じて、再検討の必要があります。		

> 基本施策3 DV根絶に向けての啓発の推進

»施策の方向① DVに関する市民への啓発の推進

	施 策 名	取組と成果
ア	DV防止についての理解を深めるための講座・講演会等を開催する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～25）に市広報紙や市ホームページでDV予防等について啓発、DV予防啓発パネル展、DV予防のシンボル、パープルリボンによる周知啓発イベント等を行いました。（再掲）
イ	若年層に対し、デートDV（交際相手からのDV）に関する啓発を行う。	- デートDV予防啓発講座を希望があった高校・中学校で実施しました。アンケート結果から、相手を思いやろうとする意識の変化、友だちの相談に応じようという意識の変化がうかがえました。 - 人権教育研修（年間2回）を行い、男女平等教育やDVについて学ぶ機会を設け、教職員の資質向上に取組ました。
ウ	DVに関するパンフレット・リーフレットを配布するなど、DVの根絶に向けた啓発を行う。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、ポスター展示、DV予防啓発パネル展、啓発物品の配布などによる啓発を行いました。
課 題		
○ DV予防に関する啓発事業について、その効果を図る指標が必要です。		

その他資料を添付予定

用語説明

男女共同参画に関する動き（年表）

岸和田市男女共同参画推進条例

男女共同参画社会基本法（抜粋）

その他関連法

第4期岸和田市男女共同参画推進計画 策定経過